

大津市議会議員長告示第 号

大津市議会政務活動費交付規程（平成 22 年議会議員長告示第 5 号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 月 日

大津市議会議員長 幸 光 正 嗣

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表（第 7 条関係）		別表（第 7 条関係）	
一略一	一略一	一略一	一略一
備品	1 及び 2 一略一 3 タブレット型端末<u>（議会が指定するものに限る。）並びに会派控室に設置する</u>パーソナルコンピュータ及びファクシミリに関連する諸経費については、各会派において調査研究活動に利用される割合とそれ以外の活動に利用される割合を合理的な方法により算定することができないときは、当該経費の 2 分の 1 の金額を超えて政務活動費から支出することができない。 4 前項のタブレット型端末に関連する諸経費は、キーボード、スタイラス（画面に触れてタブレット型端末を操作するためのペン型のポインティング・デバイスをいう。）、モバイルバッテリー、ケーブルに係る経費及びインターネット回線使用料等とする。 5 第 3 項のパーソナルコンピュータに関連する諸経費は、<u>パーソナルコンピュータ</u>、マウス（パーソナルコンピュータに情報を入力するためのポインティング・デバイスをいう。）、記録媒	備品	1 及び 2 一略一 3 タブレット型端末、<u>パーソナルコンピュータ及び会派控室に設置する</u>ファクシミリに関連する諸経費については、各会派において調査研究活動に利用される割合とそれ以外の活動に利用される割合を合理的な方法により算定することができないときは、当該経費の 2 分の 1 の金額を超えて政務活動費から支出することができない。 4 前項のタブレット型端末に関連する諸経費は、<u>タブレット型端末本体</u>、キーボード、スタイラス（画面に触れてタブレット型端末を操作するためのペン型のポインティング・デバイスをいう。）、モバイルバッテリー、ケーブルに係る経費及びインターネット回線使用料等とする。 5 第 3 項のパーソナルコンピュータに関連する諸経費は、<u>パーソナルコンピュータ本体</u>、マウス（パーソナルコンピュータに情報を入力するためのポインティング・デバイスをいう。）、記

	体、パーソナルコンピュータ用ソフトウェア、無線LAN（無線通信を利用して電子データの送受信を行うローカル・エリア・ネットワークをいう。）関係機器、ケーブル、プリンタ、インクカートリッジ、印刷用紙等に係る経費及び初期設定費、維持管理費、修理費、インターネット回線使用料等とする。 6 第3項のファクシミリに関連する諸経費は、<u>ファクシミリ</u>、トナーカートリッジ、印刷用紙、ケーブル等に係る経費及び初期設定費、維持管理費、修理費、回線使用料等とする。 7～9 ー略ー		録媒体、パーソナルコンピュータ用ソフトウェア、無線LAN（無線通信を利用して電子データの送受信を行うローカル・エリア・ネットワークをいう。）関係機器、ケーブル、プリンタ、インクカートリッジ、印刷用紙等に係る経費及び初期設定費、維持管理費、修理費、インターネット回線使用料等とする。 6 第3項のファクシミリに関連する諸経費は、<u>ファクシミリ本体</u>、トナーカートリッジ、印刷用紙、ケーブル等に係る経費及び初期設定費、維持管理費、修理費、回線使用料等とする。 7～9 ー略ー
ー略ー	ー略ー	ー略ー	ー略ー
ー略ー	ー略ー	ー略ー	ー略ー
ー略ー	ー略ー	ー略ー	ー略ー
ー略ー	ー略ー	ー略ー	ー略ー
ー略ー	ー略ー	ー略ー	ー略ー
ー略ー	ー略ー	ー略ー	ー略ー
ー略ー	ー略ー	ー略ー	ー略ー
ー略ー	ー略ー	ー略ー	ー略ー
ー略ー	ー略ー	ー略ー	ー略ー

附 則

この告示は、令和6年11月1日から施行する。